

根室市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に関する対策について、市及び関連機関と緊密な連携を図り、新型コロナウイルス対策を総合的に推進するため設置する根室市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)国及び北海道が実施する施策等の検討、実施に関すること。
- (2)感染症に係る情報収集及び提供に関すること。
- (3)感染症対策に関する施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4)市民生活並びに市中経済への影響調査及び対策に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、対策本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 本部員は部長職とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 本部長は、必要と認めるとき、市長が任命する市職員を置くことができる。

(本部員会議)

第4条 本部長は、対策本部における協議事項、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「本部員会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるとき本部員会議に本部員以外の者の出席を求め、当該出席者に意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 対策本部に関する庶務は、市民福祉部保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。